

令和6年3月伊勢原市教育委員会定例会会議 日程表

日時：令和6年3月26日（火）

午前9時30分から

場所：伊勢原市役所 3階 第2委員会室

開 会

議 事

日程第 1 前回議事録の承認

日程第 2 教育長報告

日程第 3 議案第10号 伊勢原市教育委員会関係職員の種類及び職の設置に関する規則の一部を改正する規則について

日程第 4 議案第11号 伊勢原市教育委員会表彰規程等の一部を改正する規程について

日程第 5 議案第12号 伊勢原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則及び伊勢原市教育センター設置条例施行規則の一部を改正する規則について

日程第 6 議案第13号 伊勢原市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について

【非公開予定：議案第14号～第16号】

日程第 7 議案第14号 伊勢原市教育委員会事務局職員（課長職以上）の任免について

日程第 8 議案第15号 伊勢原市教育委員会事務局職員（その他職員）の任免について

日程第 9 議案第16号 伊勢原市公立学校県費負担教職員の任免について

その他

閉会

令和5年度3月補正予算について

教育部（学校教育課）

1 物価高騰による学校給食費負担軽減のための臨時交付金

(1) 目的

原油高や物価高騰に伴い、給食に使用する食材等の高騰が続く中、保護者に負担を求めることなく、質を落とさずに給食を実施するため、食材費の高騰額相当分を補助するための交付金を追加計上するもの。

(2) 補助内容

令和5年度の国の臨時交付金（追加分）を活用し、令和6年4月分から令和7年3月分までの給食・食材費について、食材費の高騰額相当分（最大1食当たり15円）を補助するもの。

(3) 補正予算の内容

ア 歳出予算 合計15,446千円

(ア) 小学校費 予算科目：09.02.01 小学校給食事業費：12,512千円（負担金、補助及び交付金）

(イ) 中学校費 予算科目：09.03.01 中学校給食事業費：2,934千円（ " ）

2 繰越明許費計上

物価高騰による学校給食費負担軽減のための臨時交付金計上に伴う計上（小学校費：12,512千円、中学校費：2,934千円）

令和5年度3月補正予算について

教育部教育総務課

1 概要

国の令和5年度第1次補正予算を活用し、老朽化が著しい緑台小学校校舎1、4階のトイレ改修工事を実施する。

(1) 改修箇所

緑台小学校校舎1、4階トイレ

(2) 歳出予算額 48,100千円

(3) 財源

①国庫補助金：学校施設環境改善交付金【補助率1/3】・・・12,613千円

②市債：補正予算債【充当率100%】・・・35,400千円

③一般財源：総事業費－（国庫補助金＋市債）・・・87千円

2 補正予算の内容

(1) 歳入・・・合計48,013千円

区分	予算科目	名称(節)	細節	名称(細節)	金額
教育費国庫補助金	15.02.05.01	小学校費補助金	09	学校施設環境改善交付金	12,613千円
教育債	22.01.06.01	小学校債	13	小学校改修事業債	35,400千円

(2) 歳出・・・合計48,100千円

予算科目	名称(事業)	節	名称(節)	金額
09.02.01.502.001	小学校校舎等改修事業費	15	工事請負費	48,100千円

年度当初予算(教育委員会関係)について【予算審査資料より一部抜粋】

1. 予算総括表

(1) 会計別

ア. 一般会計

(単位:千円)

	令和6年度 (A)	令和5年度 (B)	増減 (A-B)
歳入	552,828	116,155	436,673
歳出	2,310,764	1,818,250	492,514

(3) 所属別

ア. 一般会計

歳入

(単位:千円)

課等名	令和6年度 (A)	令和5年度 (B)	増減 (A-B)	主な増減理由 細目名及び増減額(令和6年度予算額)
教育総務課	233,453	71,086	162,367	(小学校)学校施設環境改善交付金 +24,740 (24,740) (中学校)学校施設環境改善交付金 +30,954 (30,954) 小学校改修事業債 +78,900 (82,400) 中学校改修事業債 +18,000 (81,800)
学校教育課	27,271	16,126	11,145	(小学校)理科教育設備整備費等補助金 +296 (2,003) (中学校)理科教育設備整備費等補助金 +732 (2,124) まちづくり市民ファンド寄附金積立基金繰入金 +10,043 (19,147)
教育指導課	1,876	2,300	△ 424	(小学校)GIGAスクール運営支援センター整備事業補助金 △ 303 (1,340) (中学校)GIGAスクール運営支援センター整備事業補助金 △ 121 (536)
教育指導課 (教育センター)	0	0	0	+0 (0)
社会教育課	70,896	18,101	52,795	公民館施設使用料 +743 (6,535) 地域学校協働活動推進事業費補助金 +402 (594) 成瀬公民館屋上外壁改修事業債 +45,000 (47,100)
図書館・ 子ども科学館	219,332	8,542	210,790	市町村自治基盤強化総合補助金 +19,200 (19,200) 図書館・子ども科学館施設長寿命化事業債 +188,100 (189,500)
合 計	552,828	116,155	436,673	

歳出

(単位:千円)

課等名	令和6年度 (A)	令和5年度 (B)	増減 (A-B)	主な増減理由 細目名及び増減額(令和6年度予算額)
教育総務課	686,653	519,185	167,468	小学校校舎等改修事業費 +108,920 (114,327) 中学校校舎等改修事業費 +52,187 (118,910)
学校教育課	521,879	484,448	37,431	小学校給食事業費 +13,259 (188,576) 小学校教科等事務費 +31,391 (36,435) 要保護準要保護生徒就学援助費 △ 5,869 (32,463)
教育指導課	251,303	250,927	376	国際教育推進事業費 +2,075 (39,083) 小学校情報教育推進事業費 △ 3,905 (80,614) 中学校情報教育推進事業費 +3,300 (44,813)
教育指導課 (教育センター)	130,810	121,060	9,750	教育センター運営事務費 △ 2,220 (5,627) 小学校特別支援教育環境整備費 +7,071 (51,848) 中学校特別支援教育環境整備費 +5,774 (19,237)
社会教育課	227,023	178,213	48,810	公民館維持管理費 +47,198 (208,183) 公民館一般事務費 +824 (11,887)
図書館・ 子ども科学館	493,096	264,417	228,679	図書館・子ども科学館維持管理費 +207,422 (343,121) 図書館運営事業費 +18,499 (112,503)
合 計	2,310,764	1,818,250	492,514	

2. 事由別の予算状況

(1) 新規事業

ア. 一般会計

(単位:千円)

No.	課等名	事務事業名(細々目名)	当初予算	備 考
			R6年度	
1	教育総務課	市立小中学校在り方検討事業費	14,000	総合計画R6重点事業として新規計上
2	学校教育課	小学校給食事業費	188,576	小学校給食費等の公会計化準備(1,350千円)

(2) 廃止(休止)事業

ア. 一般会計

(単位:千円)

No.	課等名	事務事業名(細々目名)	当初予算	備 考
			R5年度	

(3) 見直した事業

ア. 一般会計

(単位:千円)

No.	課等名	事務事業名(細々目名)	当初予算			備考
			R6年度(a)	R5年度(b)	増減(a-b)	

【諮問内容】

伊勢原市文化財保護条例に基づく指定について

伊勢原市指定文化財候補

木造阿弥陀如来立像（もくぞうあみだによらいりゅうぞう）

伊勢原市文化財保護条例に基づく文化財の指定に係る諮問について

令和6年3月19日付けで、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条により、次の文化財を伊勢原市文化財保護条例第8条に定める伊勢原市指定文化財とすることについて、同条例第39条の3に基づき、伊勢原市文化財保護審議会へ諮問しましたので御報告します。

【指定候補の文化財】

1 再調査の経緯

市域の仏像等彫刻調査については、平成12年刊行の『伊勢原の仏像 - 仏像等彫刻調査報告書-』において成果をまとめ、公表した。しかし、市域の文化財のさらなる保存と活用を図るためには、所有者、関係者の意向を踏まえながら、最新の研究成果に基づく追加調査を進め、歴史的評価の更新ならびに新たな指定・登録に向けた調書の作成について準備していく必要がある。

このことから、令和5年度仏像等彫刻調査において、昭和56年に調査を行っている南蓮寺の本尊 木造阿弥陀如来立像について、再調査を実施した。調査は、市内に所在する仏像彫刻に対し造詣が深く、仏像等の彫刻史に対する専門的知識及び技術を有する山本 勉氏及び同氏より推薦のあった3名に依頼した。

調査は、南蓮寺住職、檀家役員立会のもと令和5年6月26日に実施した。

2 名称 木造阿弥陀如来立像

3 種別 有形文化財（彫刻）

4 員数 1 軀

5 所在地 神奈川県伊勢原市下糟屋 2234

6 所有者 宗教法人南蓮寺 代表役員 福田 雅宏

7 評価

本像は、昭和56年の調査では江戸時代の作とされていたが（『伊勢原の仏像』平成12年、伊勢原市教育委員会刊行）、今回の調査により、改めて次の点が明らかとなった。

- (1) 鎌倉時代初期に最も一般的な、髪が生え際から足元までの高さを三尺に整えた像高の「三尺阿弥陀」の一例である。
- (2) やや大粒の螺髪や双曲線状を呈する衣文などの表現がありつつも、やや素朴ともみえる装飾性の少ない堅実な作風であることから、鎌倉時代前期（13世紀第2四半期）の製作である。

以上のことから、本像は製作が鎌倉時代前期にさかのぼる、優れた仏像彫刻の作例として、歴史上かつ芸術上の高い価値を有する。



像高：98.0 cm（三尺三寸三分）

材質：針葉樹

構造：割矧ぎ造り

金泥塗り・漆箔

玉眼嵌入

伊 教 総 第 8 8 9 号
令和 6 年 3 月 1 9 日

伊勢原市文化財保護審議会
会 長 鈴 木 良 明 殿

伊勢原市教育委員会
教育長 山 口 賢 人



伊勢原市文化財保護条例に基づく指定について（諮問）

次の文化財を伊勢原市文化財保護条例（平成25年伊勢原市条例第13号）第8条の規定に基づく指定文化財とすることについて、同条例第39条の規定に基づき、伊勢原市文化財保護審議会に意見を求めます。

伊勢原市指定文化財としたいもの

名 称 木造阿弥陀如来立像（もくぞうあみだによらいりゅうぞう）
所有者 宗教法人南蓮寺 代表役員 福田 雅宏
種 別 有形文化財（彫刻）

（事務担当は、教育委員会教育総務課文化財係）

学年末・学年始休業期間中の児童・生徒指導について

[小学校・中学校・中等教育学校（前期課程）・特別支援学校（小・中学部）向け]

★印は、特に学年末・学年始休業期間に関する指導

学年末から新年度にかけては、環境が大きく変化し、児童・生徒が自ら成長を自覚できる大事な節目であり、新たな目標をもち、意欲的に生活できる良い機会でもあります。児童・生徒一人ひとりが、この一年間を振り返り、新しい学年や新たな進路に対して目的や目標をもち、期待や喜びを感じて進むことができるよう、次の事項を参考にし、あらゆる機会を通して指導に努めてください。

また、今年度の児童・生徒指導体制の反省を生かし、十分な引き継ぎのもと、新年度の校内指導体制の確立や充実に努めると同時に、**★学年末・学年始休業前後における各学校間の緊密な連携を充実させ**、児童・生徒理解や問題行動等の解決にあたってください。

さらに、長期欠席児童・生徒の状況を把握するとともに、課題を抱えた児童・生徒に対しては、**★年度の切り替え時期の不安に寄り添い、継続的な家庭連絡等、丁寧な指導により、状況の改善や問題行動等の未然防止に努めてください**。あわせて、必要に応じて児童・生徒に対して面談を行うなど、積極的な児童・生徒指導の推進をお願いします。

1 学習指導について

- (1) 長期休業の機会を利用して、児童・生徒一人ひとりの特性を生かした学習が自発的、計画的に進められるよう指導するとともに、学習理解が不十分な児童・生徒には、基礎的・基本的な学習の定着に取り組むことができるよう継続的な指導や支援に努めてください。
- (2) 神奈川県教育委員会「令和5年度学校運営・教育指導の重点」を踏まえ、課題を発見し解決する能力など、確かな学力の育成に努めてください。

2 生活に係る指導について

- (1) 学年末・学年始休業中の児童・生徒の生活については、保護者や関係機関等と密接な連絡をとり、児童・生徒一人ひとりの状況を的確に把握するとともに、適切な指導を心がけてください。また、学年始めにおいては、学校の教育目標や児童・生徒指導方針等を明確にし、指導に取り組んでください。
- (2) 児童・生徒が望ましい生活習慣を確立するために、具体的な生活の目標をもたせるなどの指導をしてください。また、特にこの時期は、不規則な生活習慣や進路決定に関わる緊張や不安などから、心の動揺が見られることがありますので、児童・生徒一人ひとりの心情を理解し、きめ細かく温かい配慮のもとに、個別指導の充実に努めてください。
- (3) 家庭・地域との連携を強化し、児童・生徒が様々な行事を通して、地域社会とのふれあいを深められるよう適切に指導するとともに、公共の施設等におけるルールやマナーを守り、周囲に迷惑をかけないよう指導してください。
- (4) 恐喝や暴力被害等に遭わないよう、家庭との連携を密にし、危険な場所への出入りの禁止や帰宅時刻の厳守等について指導を徹底してください。
- (5) いじめ問題への対応については、各校の基本方針に基づき組織的に対応するとともに、いじめを受けた児童・生徒への十分な心のケアを行い、いじめに関わった児童・生徒とその家庭、また、周囲の児童・生徒とその家庭に対する適切な指導等に努めてください。また、年度中に認知したいじめ事案について、解消状況の確認を含め、継続した支援・指導に努めてください。

- (6) **★**学年末・学年始休業前に、問題行動や遅刻、登校渋り、不登校、学校内での孤立等、配慮を要する児童・生徒に対しては、面談・家庭訪問や充実した個別指導等を実施するなど、進級や卒業を迎える時期を見据えて、きめ細かな指導や支援に努めてください。その際、支援シートの活用など記録の管理も大切です。
- (7) 小・中学生においては、アルバイトは原則的に禁止されていることを、児童・生徒及び家庭に対して指導・周知してください。
- (8) 学年末・学年始には金銭目的の事件等が発生しやすい傾向にあります。トラブルに巻き込まれる恐れがあるため、児童・生徒の遊技場等への出入りについて、十分注意するよう指導をするとともに、家庭に対する周知を徹底してください。
- (9) 河川や空き家など地域の危険箇所等については、関係機関と連携を図りながら安全確認等を行い、児童・生徒には、危険箇所等に立ち入らないなどの指導をするとともに、家庭に対する周知を徹底してください。
- (10) 児童・生徒が家出、無断外泊、深夜徘徊や迷惑行為等をしないよう、児童・生徒への指導の徹底はもとより、保護者・地域と連携し、規則正しい生活が送れるよう努めてください。
- (11) 児童・生徒が公共交通機関の利用に際し、有効な乗車券を持たずに乗車したり、中学生が小児運賃・料金で乗車したりするなど不正乗車することがないように、改めて指導してください。

3 健康・安全指導について

- (1) 児童・生徒が自らの安全を守るとともに、社会のルールを遵守するよう指導を徹底してください。
- (2) 学校の健康診断及び主治医による定期的な検診において指摘された疾患等や自覚している不調については、できる限り長期休業期間中に治療するよう指導してください。
- (3) 休業期間中に行う教育活動は次のことに留意し、責任者を定めて計画的に実施してください。
 - ア 無理のない計画を立て、事故防止に努めること。
 - イ 健康・安全・衛生面に配慮すること。
 - ウ 不測の事態が起きた場合に、適切な措置がとれるよう、事前に事故・災害等への体制を確立し、必要に応じて研修を行っておくこと。
- (4) グラウンド、体育館、その他屋内外で活動を行う場合は、児童・生徒の安全や健康に留意し、雷・大雨・大雪等の自然災害による被害等の防止にも配慮してください。
- (5) 部活動等の練習や各種大会に参加する場合は、児童・生徒の健康診断の結果等を踏まえ、事故防止に努めてください。保健調査票などを活用して児童・生徒一人ひとりの健康情報を把握し、可能な限り保護者に児童・生徒の健康状態を確認した上で参加し、無理をさせないなど、個別に配慮してください。特に、**★**寒中においては、健康観察を綿密に行うとともに、準備運動等を入念に行い、当日の体調を含めて活動が可能な状況なのかしっかり見極め、健康管理や事故防止に努めてください。あわせて、春先においては、気温が急に上昇することもあることから、熱中症の予防について、十分に留意し、事故防止に努めてください。
また、児童・生徒の個性や能力に応じ、きめ細かな指導に努めるとともに、決して体罰を行わない、不祥事を起こさないという高い意識を持って指導に臨んでください。

- (6) 多発する交通事故を考慮し、児童・生徒・保護者・教職員に「みんなの交通安全教育推進運動『スタートかながわ』」を周知するなど、交通安全教育の再確認・再点検をしてください。
平成27年6月1日の道路交通法の改正により、危険行為を繰り返す自転車の運転者に「自転車運転者講習」が義務付けられました（子どもでも14歳以上は対象）。歩行者の保護や自転車乗車中の携帯電話やスマートフォン及びヘッドホン等の使用禁止も含め、交通事故の被害を軽減するためにヘルメットを着用するよう指導してください。
また、歩きながらの携帯電話やスマートフォンを操作することによる事故も危惧されます。外出時における安全な歩行など交通安全指導や公共交通機関を利用する場合のマナー向上の指導に努めてください。
- (7) 刃物やエアソフトガンなど凶器ともなりうる道具は、その危険性についての指導の徹底を図ってください。
- (8) 不審者から声をかけられ、車に連れ込まれて性的被害を受けたり、誘拐されそうになったりする事件が発生しています。児童・生徒及び家庭・地域に注意を促すとともに、家庭や地域と連携し、日頃から登下校時における犯罪被害の未然防止と児童・生徒の安全確保に努めてください。特に、児童・生徒には、人通りの多い道を複数で寄り道せず帰ることや、不測の事態の際には迷わず110番通報したり、「子ども110番の家」、または、近くにいる大人や店舗等に助けを求めたりすることなどの指導を徹底してください。なお、公衆電話の使用方法について、緊急通報（警察、消防、救急等）時、硬貨やテレホンカードは不要であり、そのまま110番等を押せばよいことなどの指導を徹底してください。また、持ち物等への記名については個人情報に十分に注意した対応をお願いします。
- (9) スマートフォン等の急速な普及により、SNSの利用を通じた見知らぬ人との交流により性犯罪や自撮り被害にあうケースが頻発しています。また、SNSに違法行為や迷惑行為を投稿することにより、その記事に対する批判が集中（炎上）する事案や無料通信アプリを悪用した犯罪に巻き込まれる事案も頻繁に起きています。ひとたび写真や動画がインターネット上に流出すると、不特定多数の者に繰り返しコピーされ、全ての写真や動画を削除することは非常に困難になることや、取り返しのつかない被害が生じてしまうおそれがあることを、児童・生徒にも分かるよう丁寧に指導してください。
- (10) 心身の健康や生命の尊さなどについて十分に指導を行い、喫煙や飲酒はもとより、シンナー、覚せい剤、大麻、MDMA等の薬物の乱用が心身に与える有害性やブタンガス（ライターガス）等の吸引等による危険性について十分指導し、これらの乱用防止教育に努めてください。
また、インターネットにより、大麻や危険ドラッグなどの違法薬物が比較的安易に入手できることから、若者を中心に使用が広がっており、健康被害や異常行動等が報告されています。児童・生徒が決して関わらないよう指導に努めてください。
- (11) 知人からの誘いに安易に乗り、小遣い欲しさに振り込め詐欺の違法行為に加担してしまうことや、SNS等で「闇バイト」「裏バイト」等と表記したり、仕事内容を明らかにせず著しく高額な報酬支払を約束したりして、犯罪に対する実行者を募集する投稿に応募してしまい、特殊詐欺等に加担してしまうことが増えています。「簡単な仕事、高額な報酬」等の甘い言葉に惑わされて、違法行為に関わることをしないよう指導してください。
- (12) 洗剤等を用いた有毒ガス（硫化水素）の発生に伴う事故等の教訓を生かし、学校での洗剤・薬品等の管理・指導の徹底を図るとともに、学校の用具や備品の安全管理を徹底し、児童・生徒に対しては、自他の生命に関わる重大事故に繋がる可能性があることから、決して興味本位に模倣しないよう指導してください。

- (13) 長期休業明けにかけて児童・生徒の自死が急増する傾向があることを踏まえ、長期休業開始前から、いじめや不登校等、悩みを抱える児童・生徒の早期発見に努めるとともに、保護者に対して児童・生徒の見守りについて依頼するなど、家庭との連携を密にし、長期休業期間中においても継続的に様子を確認するようにしてください。また、長期休業開始前に、あらためて、何よりも『いのち』が大切であること、悩んだ時に助けを求める具体的な方法（SOSの出し方）等について、指導してください。

4 緊急指導體制の確認について

- (1) 地震等の緊急事態が発生した場合の避難場所や学校との連絡方法等について、各校の防災計画に基づき、事前に児童・生徒に十分指導するとともに、家庭に対しても周知・徹底を図ってください。また、事件・事故・災害等が発生した際には、学校として適切な処置がとれるよう、緊急体制及び指導體制を確認してください。
- (2) 事件・事故が発生した場合、児童・生徒の安全確保に向けた迅速かつ適切な対応や、保護者等関係者からの情報の確実な収集ができるように保護者と全教職員に対して、緊急体制及び指導體制を事前に明示し再確認してください。

5 学年末・学年始休業後の児童・生徒指導について

- (1) 家出、無断外泊、深夜徘徊など、生活習慣が乱れている児童・生徒に対しては、家庭や地域、関係諸機関との連携により、その動向を把握するとともに、規則正しい生活が送れるよう指導してください。
- (2) 問題行動や遅刻、登校渋り、不登校、学校内での孤立等の配慮を必要とする児童・生徒に対しては、面接や家庭訪問を実施するなど、きめ細かな指導や支援に努めてください。その際、支援シートなどの記録を活用して、進級・進学後の環境へとつなぐことも大切です。また、中学校一年では、小学校時に欠席が少なかつた生徒でも、休業後に学業不振を含む様々な要因で欠席が増えることもあるので留意してください。
- (3) 長期休業後の学期始め等の時期においては、児童・生徒の心身の状況や行動に変化が現れやすいことから、いじめ問題への取組の徹底及び自殺予防の取組の充実に努めてください。いじめについては、部活動や、習い事等の中でいじめが起こる場合もあります。また、インターネットを介した悪口・からかい等のいじめは学校から離れても行なわれます。休業中といえども、常にいじめに対するアンテナを高く保ち、いじめ等を認知した場合は、迅速かつ適切に対応できるよう学校の児童・生徒指導體制や連絡体制を再確認してください。

6 その他

- (1) PTA・地域等の集まりの機会をとおして、学年末・学年始休業中における児童・生徒の指導に対する保護者や地域住民の方々の理解が深まるよう努めてください。
- (2) これまで休業期間中に駅周辺・公園・河川敷で野宿生活をしているホームレスの状況にある方への襲撃事件が起きています。その中には、偏見や差別意識を持っている中学生等によるものがあります。『いのち』を大切にして、相手を思いやる心の重要性について児童・生徒自らが考えていく指導等を行ってください。
- (3) 神奈川県青少年保護育成条例の趣旨に基づいて、携帯電話・スマートフォン等へのフィルタリングの徹底や自画撮り被害の防止、深夜外出の制限などについて保護者に周知し、保護者が児童・生徒の行動や生活に責任をもつよう協力を求めるとともに、あらためて学校と家庭が連携した児童・生徒指導を推進してください。

【具体的な相談先】

○「24時間子どもSOSダイヤル」

〔相談専用電話〕 0120-0-78310 ^{なやみいおう} あるいは (0466) 81-8111

〔利用時間〕 24時間・365日受付

○「中高生SNS相談@かながわ」

〔概要〕 LINEを利用した、いじめの相談窓口。いじめ以外の悩みも相談可能。LINEで友だち登録すると、利用時間中に相談できる。

〔利用期間・時間〕 ※令和5年4月3日～令和6年3月29日

※令和6年4月3日～令和7年3月28日



月・水・金 18:00～21:00 (年末年始を除く)

(ただし、令和6年度は4月3日～4月8日、5月6日～5月10日、

8月21日～9月2日、1月6日～10日は、毎日実施)

○「チャイルドライン」

〔相談専用電話〕 0120-99-7777

〔利用時間〕 16:00～21:00 (年末年始を除く)

○「かながわ子ども・若者総合相談 LINE」

〔概要〕 神奈川県内の、子ども・若者が有する様々な悩みについて無料で相談できる。

LINEを利用し、本人はもちろん、家族や周囲の方も相談可能。

〔登録方法〕 左の二次元コードを読み取るか、下記のホームページにアクセスして、友だち登録する。



<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t7e/kowaka/201909kowakalinesoudan.html>

〔利用時間〕 火・木・土 14:00～21:00 (祝休日・年末年始を除く)

○「かながわひきこもり相談LINE」

〔概要〕 神奈川県内のひきこもり・不登校当事者が有する様々な悩みについて相談できる。

LINEを利用し、本人はもちろん、家族や周囲の方も相談可能。

〔登録方法〕 左の二次元コードを読み取るか、下記のホームページにアクセスして、友だち登録する。



<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t7e/0214s2/hikikomori/>

[202204hikikomorilinesoudan.html](https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t7e/0214s2/hikikomori/202204hikikomorilinesoudan.html)

○「かながわヤングケアラー等相談LINE」

〔概要〕 ケアのこと、家庭、学校、進路のことなど、様々な相談ができる。
LINEを利用し、費用は無料で、予約の必要もなく相談可能。

〔登録方法〕 左の二次元コードを読み取るか、LINEでID「@kana-youngcarer」を検索して友だち登録する。



〔利用時間〕 月・火・木・土14:00～21:00（祝日、休日、12月29日～1月3日を除く）

○かながわ子ども・若者総合相談センター/神奈川県ひきこもり地域支援センター

〔相談専用電話〕 (045) 242-8201/045-242-8205

〔利用時間〕 9:00～12:00 13:00～16:00（月曜日と年末年始を除く）
子どもや若者が有する様々な悩みや、ひきこもりについての相談窓口です。専門的な支援が必要な場合は、より適切な県の相談機関や市町村、民間団体などを御紹介します。

【かながわ子ども・若者総合相談センター】https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ch3/cnt/soudan/02_soudan.html



【神奈川県ひきこもり地域支援センター】<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ch3/cnt/soudan/hikikomorisien.html>



○神奈川県西部青少年サポート相談室

〔相談専用電話〕 (0465) 35-9527

〔利用時間〕 平日 10:30～12:00 13:00～16:00
(土・日・祝日・年末年始、その他休室日を除く)



https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ch3/cnt/soudan/03_kenseibu.html

○神奈川県地域青少年相談窓口

〔概要〕 横須賀三浦地域、湘南地域、県央地域に開設している相談窓口です。子ども・若者の様々な相談を受け付けます。近隣の地域の方だけでなく、県内に在住・在学・在勤の方はどなたでもお気軽にご相談ください。

〔開設窓口〕

開設地域	開設日時（毎月）	電話番号	休室日
葉山町	第2・4木曜日13時から17時	070-4552-9838	12/28
厚木市	第2・4木曜日13時から17時	070-4436-5970	2/23
寒川町	第2・4木曜日13時から17時		12/28



○不登校ほっとライン

〔相談専用電話〕 (0466) 81-0185

〔利用時間〕 毎日 8:45～16:45（年末年始を除く）

～伊勢原市の相談機関～

○伊勢原市青少年相談室

<青少年相談室メール相談> young-soudan@isehara-city.jp

<青少年相談> TEL 0463-94-1030

<ヤングテレホン> TEL 0463-96-0800

○伊勢原市教育センター TEL 0463-94-8900 (相談専用)

○伊勢原市教育委員会教育指導課 TEL 0463-74-5247 (直通)

【電話相談の利用時間】月～金 9:00～17:00(年末年始・祝日を除く)

【参考資料】

(○は神奈川県ホームページよりダウンロード可能。●は国などのホームページよりダウンロード可能)

1 (2)

・神奈川県教育委員会ホームページより キーワード:「令和5年度学校運営・教育指導の重点」

2 (5)

○『児童・生徒指導ハンドブック (小・中学校版)』(H30.6)

○『いじめ防止啓発リーフレット (保護者・地域用)』(H29.5)

○『学校のいじめ初期対応のポイント』(H25.3)

○『学校の初期対応マニュアル～ダイジェスト～』(H25.3)

3 (5)

○『熱中症予防運動指針 (公益財団法人日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」)

○『体罰防止ガイドライン 神奈川からすべての体罰を根絶するために』(H25.7)

3 (3)～(5)

○『運動時における安全指導の手引き (総論編)』(R1.7)

○『部活動指導ハンドブック』(R2.5)及び『部活動における事故防止のガイドライン』(H21.8)

3 (8)

●『公衆電話の特徴と使用方法』(総務省)

3 (9)

・「児童・生徒の携帯電話・スマートフォン等の利用に関する指導について」(H25.10.8通知)

3 (10)

○『喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育指導資料』(H23.3改訂)

○『危険ドラッグの恐怖』(動画)や『危険ドラッグ』教員用補助資料

5 (2)

○『自分らしくゆっくり学ぼう』(R3.11)

○『誰もが和らぐ学校を目指して～不登校に悩む子どもや保護者への温かな支援～』(H31.3)

○『児童・生徒指導ハンドブック (小・中学校版)』(H30.6)

○ 指導資料リーフレット『登校支援のポイントと有効な手立て』(H26.2)

○「神奈川県不登校対策検討委員会報告書 (最終版)」(H23.5) ※いずれも県教育委員会HPよりダウンロード可能

6 (3)

○『神奈川県青少年保護育成条例のしおり』

○『青少年のスマホ利用保護者啓発リーフレット』

【根拠法・条例等】

2 (7)

・『労働基準法』(第6章 年少者) 最低年齢 第56条

「使用者は、児童が満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまで、これを使用してはならない。」

2 (8)

・『風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例』第9条

[ゲームセンター等に係る営業所への年少者の立ち入り制限]16歳未満午後6時以降禁止 (午後6時から午後8時前までは保護者の

同伴があればよい)

2 (9)

- ・『軽犯罪法』第1条第32号(禁止区域等立入)

左の各号の一に該当する者は、これを拘留又は科料に処する。「入ることを禁じた場所又は他人の田畑に正当な理由がなくて入った者」

2 (10)

- ・『神奈川県青少年保護育成条例』(深夜外出の制限)第24条第1項

「保護者は、特別の事情がある場合のほかは、深夜(午後11時から午前4時までの間をいう)に青少年を外出させてはならない。」

2 (11)

- ・『鉄道営業法』第29条「鉄道係員の許諾を受けずして次の行為をしてはならない。」

- ① 有効な乗車券を所持せず乗車 ②乗車券に指示したものより優等の車両に乗車 ③乗車券に指示した停車場で下車しない場合

3 (6)

- ・『道路交通法施行令』第41条の3で定める、危険行為15項目

信号無視、路側帯通行時の歩行者の通行妨害、遮断踏切立入り、指定場所一時不停止、制動装置(ブレーキ)不良自転車運転、安全運転義務違反等

3 (7)

- ・『銃砲刀剣類所持等取締法』(刃体の長さが6センチメートルをこえる刃物の携帯の禁止)第22条

- ・『軽犯罪法』第1条第2号(凶器携帯)

左の各号の一に該当する者は、これを拘留又は科料に処する。

「正当な理由がなくて刃物、鉄棒その他人の生命を害し、又は人の身体に重大な害を加えるのに使用されるような器具を隠して携帯していた者」

- ・『神奈川県青少年保護育成条例』(有害がん具類の指定及び販売等の禁止)第15条第4項

「何人も、青少年に対し、有害がん具類(性的がん具、バタフライナイフ、エアソフトガンなど)を販売し、頒布し、交換し、贈与し、若しくは貸し付け、又は見せ、若しくは触らせてはならない。」

- ・『神奈川県青少年保護育成条例』(保護者等の通知義務)第47条

「青少年が覚せい剤、麻薬、大麻及び凶器を所持し、若しくはこれを使用していると認められるとき、又は毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号)第32条の2に規定する物をみだりに摂取し、若しくは吸入し、若しくはこれらの目的で所持したと認められるときは、保護者及び教育担当者は、速やかに児童委員、警察官その他の職員に通知し、その指示を受けなければならない。」

3 (9)

- ・『神奈川県青少年保護育成条例』(児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止)第31条の2

「何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)第2条第3項に規定する児童ポルノ及び同項各号のいずれかに掲げる姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録をいう。)の提供を求めてはならない。」

3 (10)

- ・『二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律』・『二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律』

- ・『毒物及び劇物取締法』(対象物=シンナー等有機溶剤)

- ・『覚醒剤取締法』(対象物=覚醒剤) ・『大麻取締法』(対象物=大麻)

- ・『麻薬及び向精神薬取締法』(対象物=ヘロイン、コカイン、MDMA、向精神薬)

- ・『医薬品医療機器等法』(対象物=危険ドラッグ)

- ・『神奈川県青少年保護育成条例』(保護者等の通知義務)第47条

- ・『神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例』(保護者の責務)第4条 ・『神奈川県薬物濫用防止条例』

令和6年度公民館長及び社会教育指導員について

【公民館長】

公民館名	氏名
中央公民館	社会教育課長
大山公民館	高尾 知幸
高部屋公民館	齋藤 実
比々多公民館	山口 譲
成瀬公民館	高橋 健一
大田公民館	岩田 利通
伊勢原南公民館	端山 清

【社会教育指導員】

担当	氏名
人権教育担当	長塚 繁昭

○任期：令和6年4月1日～令和7年3月31日

■伊勢原市地域学校協働活動推進員委嘱者

団体名称	伊勢原市地域学校協働活動推進員被委嘱者
任期	令和6年4月1日～令和7年3月31日
主管課	教育部社会教育課

No.	氏名	継続期数	推薦学校区	経歴等
1	飯島 大輔	3期目	比々多小学校	比々多こま倶楽部代表 平成26.27年度比々多小学校PTA会長 平成28年度伊勢原市PTA連絡協議会会長 平成30.31年度山王中学校PTA会長
2	石川 高夫	3期目	大山小学校	地域有識者
3	錦織 勝	2期目	高部屋小学校	伊勢原市青少年指導員連絡協議会会長
4	細谷 毅義	2期目	緑台小学校	元石田小学校校長 令和5年度北高森自治会会長
5	安達 浩志	2期目	山王中学校	令和2.3年度山王中学校PTA会長
6	越水 真理	2期目	竹園小学校	令和4年度竹園小学校PTA会長
7	石塚 京子	1期目	成瀬小学校	社会教育委員会議副議長 成瀬地区民生委員児童委員協議会副会長
8	加藤 祥子	1期目	石田小学校	平成24.25年度石田小学校PTA会長 石田小学校学校支援ボランティア 石田地区子ども会育成会連絡協議会副会長

伊勢原市教育委員会関係職員の種類及び職の設置に関する規則の一部
を改正する規則について

伊勢原市教育委員会関係職員の種類及び職の設置に関する規則の一部を改正する規則について、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和53年伊勢原市教育委員会規則第9号）第2条第1項第2号の規定により提案する。

令和6年3月26日提出

伊勢原市教育委員会
教育長 山口 賢人

提案理由

担当部長及び担当課長の設置根拠を明示することにより、組織・機構の明確化を図るため。

伊勢原市教育委員会関係職員の種類及び職の設置に関する規則の一部を改正する規則

伊勢原市教育委員会関係職員の種類及び職の設置に関する規則（平成8年伊勢原市教委規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「及び第2項」を「から第4項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項中「前2項」を「前4項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「担当部長、」及び「、担当課長」を削り、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 委員会は、第1項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる部に、それぞれ同表の右欄に掲げる担当部長を置く。

部	職名
教育部	歴史文化推進担当部長、学校教育担当部長

- 3 委員会は、第1項及び前項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる課に、それぞれ同表の右欄に掲げる担当課長を置く。

課	職名
教育総務課	施設担当課長、歴史文化推進担当課長
教育指導課	教育センター所長

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

伊勢原市教育委員会関係職員の種類及び職の設置に関する規則
新旧対照表（1/2）

現 行	改 正 案										
<p>第1条・第2条（略） （職員の職の設置） 第3条（略）</p>	<p>第1条・第2条（略） （職員の職の設置） 第3条（略）</p> <p><u>2 委員会は、第1項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる部に、それぞれ同表の右欄に掲げる担当部長を置く。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部</th> <th style="text-align: center;">職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育部</td> <td>歴史文化推進担当部長、学校教育担当部長</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>3 委員会は、第1項及び前項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる課に、それぞれ同表の右欄に掲げる担当課長を置く。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課</th> <th style="text-align: center;">職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育総務課</td> <td>施設担当課長、歴史文化推進担当課長</td> </tr> <tr> <td>教育指導課</td> <td>教育センター所長</td> </tr> </tbody> </table>	部	職名	教育部	歴史文化推進担当部長、学校教育担当部長	課	職名	教育総務課	施設担当課長、歴史文化推進担当課長	教育指導課	教育センター所長
部	職名										
教育部	歴史文化推進担当部長、学校教育担当部長										
課	職名										
教育総務課	施設担当課長、歴史文化推進担当課長										
教育指導課	教育センター所長										
<p><u>2 委員会は、必要と認めるときは、前項に規定する職のほか、事務局及び教育機関に<u>担当部長、専任参事、参事、担当課長、主幹、係長、副主幹、主査、研修指導主事（教育機関に限る。）、主任主事及び主任栄養士（事務局に限る。）</u>を置くことができる。</u></p> <p><u>3 前2項の規定により設置された職には、指導主事又は事務職員をもって充てる。</u></p> <p><u>4 委員会は、第1項及び第2項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を置くことができる。この場合において、当該設置する職には、それぞれ同表</u></p>	<p><u>4 委員会は、必要と認めるときは、前項に規定する職のほか、事務局及び教育機関に専任参事、参事、主幹、係長、副主幹、主査、研修指導主事（教育機関に限る。）、主任主事及び主任栄養士（事務局に限る。）を置くことができる。</u></p> <p><u>5 前4項の規定により設置された職には、指導主事又は事務職員をもって充てる。</u></p> <p><u>6 委員会は、第1項から第4項までに規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を置くことができる。この場合において、当該設置する職には、それぞれ</u></p>										

伊勢原市教育委員会関係職員の種類及び職の設置に関する規則
 新旧対照表（2 / 2）

現 行	改 正 案
<p>の右欄に掲げるものをもって充てる。</p> <div data-bbox="331 544 794 595" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 2px;">(略)</div> <p>第4条～第7条 (略)</p>	<p>同表の右欄に掲げるものをもって充てる。</p> <div data-bbox="901 544 1364 595" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 2px;">(略)</div> <p>第4条～第7条 (略)</p>

伊勢原市教育委員会表彰規程等の一部を改正する規程について

伊勢原市教育委員会表彰規程等の一部を改正する規程について、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 5 3 年伊勢原市教育委員会規則第 9 号）第 2 条第 1 項第 2 号の規定により提案する。

令和 6 年 3 月 2 6 日提出

伊勢原市教育委員会
教育長 山口 賢人

提案理由

伊勢原市教育委員会関係職員の種類及び職の設置に関する規則の改正に伴い、関連する規程を改正する必要があるため。

伊勢原市教育委員会表彰規程等の一部を改正する規程

(伊勢原市教育委員会表彰規程の一部改正)

第1条 伊勢原市教育委員会表彰規程(昭和40年伊勢原市教育委員会規程第1号)の一部を次のように改正する。

第5条中「同条第2項」を「同条第3項」に改める。

(伊勢原市教育委員会事務決裁規程の一部改正)

第2条 伊勢原市教育委員会事務決裁規程(平成7年伊勢原市教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「第3条第2項」を「第3条第3項」に改め、同条第4項中「第3条第2項」を「第3条第4項」に改める。

(伊勢原市教育委員会職員の職務権限に関する規程の一部改正)

第3条 伊勢原市教育委員会職員の職務権限に関する規程(平成20年伊勢原市教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第7条及び第8条中「第3条第2項」を「第3条第4項」に改める。

第9条中「第3条第2項」を「第3条第3項」に改める。

第10条から第14条までの規定中「第3条第2項」を「第3条第4項」に改める。

第15条中「第3条第4項」を「第3条第6項」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

伊勢原市教育委員会表彰規程新旧対照表（1 / 1）

現 行	改 正 案
<p>第1条～第4条（略） （表彰の推薦）</p> <p>第5条 伊勢原市教育委員会関係職員の種類及び職の設置に関する規則（平成8年伊勢原市教育委員会規則第2号）第3条第1項に規定する課長及び館長並びに<u>同条第2項</u>に規定する担当課長並びに伊勢原市教育センター設置条例（平成5年伊勢原市条例第1号）第3条第1項に規定する所長並びに伊勢原市立小学校及び中学校の設置に関する条例（昭和39年伊勢原市条例第22号）に規定する伊勢原市立小学校及び中学校の学校長は、第2条の規定に該当するものがあるときは、表彰推薦調書（個人にあつては第1号様式、団体にあつては第2号様式とする。）を添えて教育委員会に推薦するものとする。</p> <p>第6条～第9条（略） 第1号様式～第3号様式（略）</p>	<p>第1条～第4条（略） （表彰の推薦）</p> <p>第5条 伊勢原市教育委員会関係職員の種類及び職の設置に関する規則（平成8年伊勢原市教育委員会規則第2号）第3条第1項に規定する課長及び館長並びに<u>同条第3項</u>に規定する担当課長並びに伊勢原市教育センター設置条例（平成5年伊勢原市条例第1号）第3条第1項に規定する所長並びに伊勢原市立小学校及び中学校の設置に関する条例（昭和39年伊勢原市条例第22号）に規定する伊勢原市立小学校及び中学校の学校長は、第2条の規定に該当するものがあるときは、表彰推薦調書（個人にあつては第1号様式、団体にあつては第2号様式とする。）を添えて教育委員会に推薦するものとする。</p> <p>第6条～第9条（略） 第1号様式～第3号様式（略）</p>

伊勢原市教育委員会事務決裁規程新旧対照表（1 / 1）

現 行	改 正 案
<p>第1条～第3条（略） （部長等の決裁事項）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 職規則第3条第2項に規定する担当課長（以下「担当課長」という。）は、第1項の規定にかかわらず、課等の分掌事務のうち担当課長が分担することとして課長が指定した担当事務については課長に準じて専決することができる。</p> <p>4 職規則第3条第2項に規定する専任参事は、第1項の規定にかかわらず、教育長が必要と認めるときは、指定した事務について専決することができる。</p> <p>5・6（略）</p> <p>第5条～第14条（略）</p> <p>別表第1・別表第2（略）</p>	<p>第1条～第3条（略） （部長等の決裁事項）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 職規則第3条第3項に規定する担当課長（以下「担当課長」という。）は、第1項の規定にかかわらず、課等の分掌事務のうち担当課長が分担することとして課長が指定した担当事務については課長に準じて専決することができる。</p> <p>4 職規則第3条第4項に規定する専任参事は、第1項の規定にかかわらず、教育長が必要と認めるときは、指定した事務について専決することができる。</p> <p>5・6（略）</p> <p>第5条～第14条（略）</p> <p>別表第1・別表第2（略）</p>

伊勢原市教育委員会職員の職務権限に関する規程新旧対照表（1 / 3）

現 行	改 正 案
<p>第1条～第6条（略） （専任参事の職務）</p> <p>第7条 職規則第3条第2項に規定する専任参事は、教育長の命を受け、部長又は担当部長の統制の下に、おおむね次に掲げる職務を行い、所属職員を指揮監督する。 （1）～（5）（略） （参事の職務）</p> <p>第8条 職規則第3条第2項に規定する参事は、教育長の命を受け、部長又は担当部長の統制の下に、おおむね次に掲げる職務を行い、所属職員を指揮監督する。 （1）～（4）（略） （担当課長の職務）</p> <p>第9条 職規則第3条第2項に規定する担当課長は、部長又は担当部長の命を受け、課長の統制の下に、おおむね次に掲げる職務を行い、所属職員を指揮監督する。 （1）～（9）（略） （主幹の職務）</p> <p>第10条 職規則第3条第2項に規定する主幹は、部長又は担当部長の命を受け、課長又は担当課長の統制の下に、おおむね次に掲げる職務を行い、所属職員を指揮監督する。 （1）～（5）（略） （係長の職務）</p> <p>第10条の2 職規則第3条第2項に規定する係長は、課長又は担</p>	<p>第1条～第6条（略） （専任参事の職務）</p> <p>第7条 職規則第3条第4項に規定する専任参事は、教育長の命を受け、部長又は担当部長の統制の下に、おおむね次に掲げる職務を行い、所属職員を指揮監督する。 （1）～（5）（略） （参事の職務）</p> <p>第8条 職規則第3条第4項に規定する参事は、教育長の命を受け、部長又は担当部長の統制の下に、おおむね次に掲げる職務を行い、所属職員を指揮監督する。 （1）～（4）（略） （担当課長の職務）</p> <p>第9条 職規則第3条第3項に規定する担当課長は、部長又は担当部長の命を受け、課長の統制の下に、おおむね次に掲げる職務を行い、所属職員を指揮監督する。 （1）～（9）（略） （主幹の職務）</p> <p>第10条 職規則第3条第4項に規定する主幹は、部長又は担当部長の命を受け、課長又は担当課長の統制の下に、おおむね次に掲げる職務を行い、所属職員を指揮監督する。 （1）～（5）（略） （係長の職務）</p> <p>第10条の2 職規則第3条第4項に規定する係長は、課長又は担</p>

伊勢原市教育委員会職員の職務権限に関する規程新旧対照表（2 / 3）

現 行	改 正 案
<p>当課長の命を受け、おおむね次に掲げる職務を行い、所属職員を指導監督する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(副主幹の職務)</p>	<p>当課長の命を受け、おおむね次に掲げる職務を行い、所属職員を指導監督する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(副主幹の職務)</p>
<p>第11条 職規則第3条第2項に規定する副主幹は、課長又は担当課長の命を受け、おおむね次に掲げる職務を行い、所属職員を指導監督する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(主査の職務)</p>	<p>第11条 職規則第3条第4項に規定する副主幹は、課長又は担当課長の命を受け、おおむね次に掲げる職務を行い、所属職員を指導監督する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(主査の職務)</p>
<p>第12条 職規則第3条第2項に規定する主査は、課長又は担当課長の命を受け、おおむね次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(研修指導主事の職務)</p>	<p>第12条 職規則第3条第4項に規定する主査は、課長又は担当課長の命を受け、おおむね次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(研修指導主事の職務)</p>
<p>第13条 職規則第3条第2項に規定する研修指導主事は、課長又は担当課長の命を受け、おおむね次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(主任主事等の職務)</p>	<p>第13条 職規則第3条第4項に規定する研修指導主事は、課長又は担当課長の命を受け、おおむね次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(主任主事等の職務)</p>
<p>第14条 職規則第3条第2項に規定する主任主事及び主任栄養士は、課長又は担当課長の命を受け、おおむね次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(主事等の職務)</p>	<p>第14条 職規則第3条第4項に規定する主任主事及び主任栄養士は、課長又は担当課長の命を受け、おおむね次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(主事等の職務)</p>
<p>第15条 職規則第3条第4項に規定する主事、栄養士、主事補、</p>	<p>第15条 職規則第3条第6項に規定する主事、栄養士、主事補、</p>

伊勢原市教育委員会職員の職務権限に関する規程新旧対照表（3／3）

現 行	改 正 案
<p>校務整備員及び給食調理員は、課長又は担当課長の命を受け、おおむね前条各号に掲げる職務を行う。</p> <p>第16条・第17条 （略）</p>	<p>校務整備員及び給食調理員は、課長又は担当課長の命を受け、おおむね前条各号に掲げる職務を行う。</p> <p>第16条・第17条 （略）</p>

伊勢原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則及び伊勢原市教育センター設置条例施行規則の一部を改正する規則について

伊勢原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則（昭和 6 0 年教育委員会規則第 1 号）及び伊勢原市教育センター設置条例施行規則（平成 5 年教育委員会規則第 2 号）の一部を改正する規則について、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 5 3 年伊勢原市教育委員会規則第 9 号）第 2 条第 1 項第 2 号の規定により提案する。

令和 6 年 3 月 2 6 日提出

伊勢原市教育委員会
教育長 山口 賢人

提案理由

適応指導教室の名称変更に伴い、関連規則を改正する必要があるため。

伊勢原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則及び伊勢原市教育センター設置条例施行規則の一部を改正する規則

(伊勢原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部改正)

第1条 伊勢原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則（昭和60年伊勢原市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条の表教育指導課の項第19号中「適応指導」を「教育支援教室」に改める。

(伊勢原市教育センター設置条例施行規則の一部改正)

第2条 伊勢原市教育センター設置条例施行規則（平成5年伊勢原市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「適応指導」を「教育支援教室」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

伊勢原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則新旧対照表

現 行	改正案
<p>第1条・第2条 (略) (課の事務分掌)</p> <p>第3条 前条に規定する課の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課 (1)～(28) (略)</p> <p>学校教育課 (1)～(16) (略)</p> <p>教育指導課 (1)～(18) (略) (19) <u>適応指導</u>に関すること。 (20)～(24) (略)</p> <p>社会教育課 (1)～(11) (略)</p> <p>第4条～第9条 (略)</p>	<p>第1条・第2条 (略) (課の事務分掌)</p> <p>第3条 前条に規定する課の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課 (1)～(28) (略)</p> <p>学校教育課 (1)～(16) (略)</p> <p>教育指導課 (1)～(18) (略) (19) <u>教育支援教室</u>に関すること。 (20)～(24) (略)</p> <p>社会教育課 (1)～(11) (略)</p> <p>第4条～第9条 (略)</p>

伊勢原市教育センター設置条例施行規則新旧対照表

現 行	改正案
第1条 (略) (事業)	第1条 (略) (事業)
第2条 教育センターの事業は、おおむね次のとおりとする。	第2条 教育センターの事業は、おおむね次のとおりとする。
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
(4) <u>適応指導</u> に関すること。	(4) <u>教育支援教室</u> に関すること。
(5)～(7) (略)	(5)～(7) (略)
第3条～第5条 (略)	第3条～第5条 (略)

伊勢原市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について

伊勢原市教育委員会事務決裁規程（平成7年伊勢原市教育委員会訓令第1号）の一部を改正する規程について、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和53年伊勢原市教育委員会規則第9号）第2条第1項第2号の規定により提案する。

令和6年3月26日提出

伊勢原市教育委員会
教育長 山口 賢人

提案理由

就学指導委員会及び適応指導教室の名称変更に伴い、関連規程を改正する必要があるため。

伊勢原市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程

伊勢原市教育委員会事務決裁規程（平成7年伊勢原市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

適応指導	適応指導教室活動計画の決定	適応指導教室活動計画の調整	適応指導教室活動計画の立案 適応指導教室入退室の承認
------	---------------	---------------	-------------------------------

を

」

「

教育支援教室	教育支援教室活動計画の決定	教育支援教室活動計画の調整	教育支援教室活動計画の立案 教育支援教室入退室の承認
--------	---------------	---------------	-------------------------------

に

」

「

就学指導委員会の設置と判定
特別支援学級の設置

を

「

教育支援委員会の設置と判定
特別支援学級の設置

に改める。

」

」

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

伊勢原市教育委員会事務決裁規程新旧対照表

現 行						改 正 案					
第1条～第14条 (略)						第1条～第14条 (略)					
別表第1 (略)						別表第1 (略)					
別表第2 (第3条、第4条関係)						別表第2 (第3条、第4条関係)					
主管 課	決裁区分	教育長	部長	課長	摘要	主管 課	決裁区分	教育長	部長	課長	摘要
	決裁事項						決裁事項				
(略)	(略)					(略)	(略)				
教育 指導 課	(略)					教育 指導 課	(略)				
	適応指導	適応指導教室 活動計画の決定	適応指導教室 活動計画の調整	適応指導教室 活動計画の立案 適応指導教室 入退室の承認			教育支援教室	教育支援教室 活動計画の決定	教育支援教室 活動計画の調整	教育支援教室 活動計画の立案 教育支援教室 入退室の承認	
	特別支援教育	就学指導委員会 の設置と判定 特別支援学級 の設置		特別な支援を 必要とする児 童生徒の就学 相談の指導助 言			特別支援教育	教育支援委員 会の設置と判 定 特別支援学級 の設置		特別な支援を 必要とする児 童生徒の就学 相談の指導助 言	
(略)	(略)					(略)	(略)				

教育委員会等関連主要行事一覧（4月・5月）

◆教育委員へ別途出席を依頼する行事は最右欄に「●」印を付しています

No.	行事名	開催場所	開催日	時間	主催	所管課	教育委員への 出席依頼
1	令和6年度教職員昇任等辞令交付式	市役所2C・2D会議室 (予定)	4月1日(月)	10:30(予定)～	教育委員会	学校教育課	●
2	小学校入学式	各小学校	4月8日(月)	午前	各小学校	教育指導課	
3	中学校入学式	各中学校	4月8日(月)	午後	各中学校	教育指導課	
4	校長会	市役所2C会議室	4月11日(木)	9:30～	教育委員会	学校教育課	●
5	4月教育委員会定例会	市役所 第3委員会室	4月23日(火)	9:30～12:00	教育委員会	教育総務課	●
6	小学校演劇鑑賞会「こころの劇場」	伊勢原市民文化会館 大ホール	5月10日(金)	13:30(予定)～	教育委員会	教育指導課	
7	小学校運動会(桜台・竹園)	各小学校	5月25日(土)	9:00頃～	各小学校	教育指導課	
8	市指定文化財特別公開	比々多神社 三之宮郷土博物館	5月25日(土) 5月26日(日)	13:00～16:00 10:00～16:00	教育委員会	教育総務課	
9	5月教育委員会定例会	市役所 第3委員会室	5月28日(火)	9:30～12:00	教育委員会	教育総務課	●
10	令和6年度関東甲信越静岡市町村教育委員会 連合会総会及び研修会(茨城大会)	イーエスはなもも体育館 (茨城県古河市)	5月31日(金)	13:00～16:10	関東甲信越静岡市町村 教育委員会連合会	教育総務課	●